

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想
(見直し案)

平成●●年●●月

伊 達 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	伊達市農業の概況	1
2	伊達市の農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組	1
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	3
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
	【個別経営体】	5
	【組織経営体】	1 1
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	1 2
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	1 3
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	1 3
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	1 3
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	1 4
1	利用権設定等促進事業に関する事項	1 4
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	1 9
3	農用地利用改善事業の実施区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	1 9
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	2 1
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	2 2
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	2 2
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	2 3
第 6	農地利用集積円滑化事業に関する事項	2 4
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	2 4
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	2 4
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	2 4
第 7	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	2 7
第 8	その他	2 8
別紙 1	(第 5 の 1 の (1) ⑥関係)	2 9
別紙 2	(第 5 の 1 の (2) 関係)	3 0

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 伊達市農業の概況

伊達市は北海道の南西部に位置しており、平成18年3月1日に伊達市と旧大滝村（現大滝区）が合併し新たに誕生した都市であるが、飛び地ということもあり気候風土は大きく異なり、それぞれの特色を持っている。

伊達地域は、北海道内でも積雪が少なく四季を通じて気候が温暖であるとともに、様々な土壌環境から稲作・畑作・酪農・畜産等の都市近郊型複合経営が展開され、特に恵まれた自然環境のもとすくすくと育つ野菜は多種多品目で、生産額は耕種部門の約80%を占めている。また、近年は、伊達産冬野菜の産地化に取り組んでおり、四季折々、色とりどりの野菜生産が盛んになっている。

大滝区は、内陸性気候で寒暖の差が大きく積雪寒冷地帯となっている。農地は山岳丘陵地帯にあるため、ある程度の傾斜があっても経営可能な畜産と、狭小な平坦地においては、根菜類等の寒冷地作物の栽培が中心となっているが、近年、特産作物としてアロニアやきのこの栽培が行われており、農産物、花き等の栽培技術の習得と作物の選定が進められている。

今後とも、担い手を中心として、地域の気候・風土・特性を生かした収益性の高い農業を行うように努め、地域の農業発展を目指していく。

2 伊達市の農業の現状と課題

2015年農林業センサスでは、伊達市の販売農家戸数は402戸で、うち専業農家戸数が250戸、第1種兼業農家戸数が69戸と主業農家割合は79.4%となっており、全道平均の90.7%を大きく下回っている状況にある。

販売農家における1戸あたりの耕作面積は8.9haとなっている。一方、全道平均の1戸あたりの耕作面積は25.8haであり、耕作面積に大きな格差がある。全道的には大規模経営による低コストを目指す農業が主体となっているが、伊達地域は二毛作が可能であり、露地及び施設を利用した集約型農業が中心なため、経営面積が少なくても経営が成り立つことと、農地の資産的保有傾向が強く農地価格が高いため、農地を集約するためには大きなコストがかかる等の地域的な要件が大きな影響を与えている。また、大滝区は丘陵や沢地等の地形的制約を受ける。このため、両地域とも農地の集約が難しく、1戸あたりの耕地面積が小さくなる原因となっている。

2010年から2015年までの農家戸数の減少状況を見ると、19戸5.6%の減となっている。全道平均の10.6%と比較すると、当市における農家戸数の減少割合は下回っているものの、農家戸数は年々減少傾向にあるとともに50歳以上の営農者が当市全体の84.8%を占めており高齢化が進んでいる。また、担い手の他産業への流失による後継者の不在に加え、輸入農作物増加による農産物の価格低迷等により経済的にも厳しい状況が続いているため、将来的に離農農家の戸数が増加するものと思われる。このため優良農地が遊休農地となる可能性も高いため、担い手への農地流動化をより一層進めていく必要がある。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

(1) 基本的な考え方

伊達市農業が持続的に発展していくため、関係機関・団体と連携し、地域の実情に応じて農業経営基盤の強化を推進するための各施策を総合的に講じ、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保するとともに、これらの農業経営による農地の有効活用を促進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力とやりがいがあるものとなるよう、将来の農業発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成していかなければならない。

具体的には、農業が職業として選択できることを前提に、他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）及び他産業従事者並みの所得に相当する年間農業所得（1経営体あたり概ね480万円）を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の就農5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定めるものをおおむね達成することを目標とする。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

将来の伊達市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、伊達市は、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合及び関係諸団体・機関等が連携し指導体制の充実を図る。さらに、望ましい農業経営を目指す農業者には、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、それぞれの農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため、1戸1法人や農外企業の参入など、地域の実情に応じた多様な法人化を推進することとし、各種研修会等を通じて法人化のメリットや手続き、経営管理等について関係者等への普及・啓発を行う。

農業法人は、地域の農地や雇用等の受け皿機能が見込まれるほか、高収益作物の導入や関連事業への進出による収益性の向上、社会サービスの提供による地域コミュニティ維持の役割も期待されることから、地域に根差した法人化を推進することとする。

さらに、地域の農地や優れた技術を次世代の担い手に継承していくため、法人化などによる経営継承の取組を推進する。

このため、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする国の目標や、平成37年度における農業法人数を約1.7倍の5,200経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、伊達市の平成37年度における農業法人数の目標数を30経営体（平成28年1月現在：18経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に、女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家等の間で、補助労働力の提供による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他農家等にも農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）に対する認定農業者制度については、農業委員会の支援による農用地利用の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、制度の積極的活用を図るものとする。なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、

その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

(5) 農用地の利用集積と集約化

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、経営面積の拡大を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、地域農業再生協議会、農業委員などを中心に掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、農地の流動化や利用権設定等を進める。

また、地域農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体及び市内に9団体ある農用地利用改善団体の土地利用調整に係る連携を強化するとともに、農地中間管理事業を活用し、担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に今後増加するであろう遊休農地又は遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用集積や農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努め、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

(6) 営農支援体制の整備

ゆとりある農業経営の確立を目指すために、ヘルパーやコントラクター等の経営支援組織の育成や、農業改善組合、機械等の共同利用・購入組織等を利用することにより、労働力不足・経営コストの低減を目指す。

また、農業生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っていることから、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成し、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図るよう指導・助言に努める。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

伊達市の平成27年の新規就農者はいないが、過去5年間では14件であり年平均約2件で推移している。伊達市における営農形態は多岐にわたり、それぞれが後継者不足等の課題を抱えていることから、将来にわたって安定的かつ計画的に担い手等を確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、伊達市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、伊達市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で2法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

伊達市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（1経営体あたりの年間農業所得240万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた伊達市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや地域連携推進員、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に伊達市内で展開している優良事例を基に、現在開発されている技術によって実現可能な営農類型は次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
①土地利用型 (畑作+野菜)	<作付面積等> 小麦 4.0ha 馬鈴薯 2.0ha 小豆 2.0ha てん菜 4.0ha スイートコーン 2.0ha ダイコン 1.0ha キャベツ 1.0ha 計 16.0ha (借地 4.0ha)	<機械施設装備> トラクター(50~80ps) 3戸共同 マニュアルスプレッター(7t) 3戸共同 フロントローター(70ps級) 3戸共同 プロートキャスター(1000ℓ) 3戸共同 ビートハーベスター(2条用) 3戸共同 動力噴霧器(600ℓノズル型) 3戸共同 ポテトビッカー(2畦用) 3戸共同 汎用コンバイン(2.6m級) 3戸共同 農舎(D型) 66㎡ <その他> ・畑作の機械化による省力化の推進 ・畑作型の露地野菜栽培による所得の確保 ・畑作、野菜の輪作体系の確立による土壌病害対策	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作物別原価の把握コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整 ・農業機械の共同化による経費節減 ・青色申告	・農業機械の共同化による省力化 ・雇用労働力の確保 (家族労働力) 主従事者 1 補助従事者 1
②土地利用型 (水稲+畑作+野菜)	<作付面積等> 水稲 2.0ha 小麦 2.0ha 小豆 2.0ha てん菜 2.5ha トマト 0.3ha レタス 0.4ha ホウレンソウ 0.6ha キャベツ 1.0ha ダイコン 1.0ha 計 11.8ha (借地 2.0ha)	<機械施設装備> トラクター(30ps) トラクター(70ps) 3戸共同 プロートキャスター(1000ℓ) 3戸共同 ビートハーベスター(2条用) 3戸共同 汎用コンバイン(2.6m級) 3戸共同 ビニールハウス 15棟 農舎(D型) 66㎡ <その他> ・畑作の機械化による省力化の推進 ・施設野菜の集約栽培による所得の安定確保 ・畑作の輪作体系の確立と野菜の品質向上	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作物別原価の把握コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・農業機械の共同化による経費節減 ・青色申告	・農業機械の共同化による作業時間の短縮 ・雇用労働力の確保 ・水稲、小麦の作業委託による労力の削減 (家族労働力) 主従事者 1 補助従事者 1

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
③集約型 (水稲+畑作+野菜)	<作付面積等> 水稲 0.5ha キャベツ 0.7ha 長ネギ 2.0ha ハクサイ 4.0ha レタス 2.0ha ブロッコリー 1.0ha スイトコーン 1.0ha かぼちゃ 1.0ha 計 12.2 ha	<機械施設設備> トラクター(30ps) トラクター(70ps) 3戸共同 プロットキャスター(1000ℓ) 3戸共同 汎用コンバイン(2.6m級) 3戸共同 動力噴霧器(600ℓブーム型) 3戸共同 育苗ハウス 3棟 農舎(D型) 66㎡ <その他> ・ハクサイを主体とする露地野菜経営 ・移植機械等利用による省力化所得の確保	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作物別原価の把握コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整 ・農業機械の共同化による経費節減 ・青色申告	・農業機械の共同化による作業時間の短縮 ・雇用労働力の確保 ・水稲の作業委託による労力の削減 (家族労働力) 主従事者 1 補助従事者 2
④集約型 (野菜)	<作付面積等> トマト 0.5ha ホウレンソウ 0.5ha 長ネギ 1.0ha ハクサイ 0.5ha レタス 0.3ha ブロッコリー 0.2ha 計 3.0ha	<機械施設設備> トラクター(30ps) プロットキャスター(300ℓ) 動力噴霧器(500ℓ) 育苗ハウス 3棟・900㎡ 栽培ハウス 15棟・4,500㎡ 農舎(H型) 30㎡ <その他> ・施設野菜の集約栽培による所得の確保 ・露地野菜は長ネギとハクサイ、レタス、ブロッコリーによる輪作 ・施設内土壌の改善向上	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作物別原価の把握コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整 ・青色申告	・雇用労働力の確保と長ネギの共選等による労力削減 (家族労働力) 主従事者 1 補助従事者 2
⑤花き専業 (花き)	<作付面積等> トルコギョウ 0.5ha テルフィニウム 0.2ha グラジオラス 0.1ha ツリダコ 0.1ha 育苗ほか 0.1ha 計 1.0ha	<機械施設設備> トラクター(20ps) 歩行トラクター(3.5ps) 土壌混合機 土壌消毒器 暖房機 14台 ハイハウス 25棟・7,500㎡ 農舎(H型) 30㎡ <その他> ・切り花の採花本数の向上	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作物別原価の把握コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整 ・青色申告	・雇用労働力の効率的活用による労力削減 (家族労働力) 主従事者 1 補助従事者 1

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑥ 畑作・酪農 複合 (畑作+酪農)	<p><作付面積等></p> <p>てん菜 1.0ha 小麦 2.0ha デントコーン 4.0ha 牧草 13.0ha 計 20.0ha (借地 5.0ha)</p> <p>成牛 35頭 去勢牛 14頭 雌牛 7頭 更新・廃牛 9頭 総数 65頭</p>	<p><機械施設設備></p> <p>トラクター(70・100ps) 3戸共同 マニュアスプレッター(7t) 3戸共同 フロントローダー(70ps用) 3戸共同 プロトキスター(3000) 3戸共同 乾燥調整機械 3戸共同 バルクローラー(30000) パイプラインミルカー 牛舎(成牛・育成) 500㎡</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト牛舎の推進 ・乳質及び生産乳量の向上 ・飼料自給率の向上 ・小麦、てん菜の作業受託による機械施設のコスト低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・農業機械の共同化による経費節減 ・青色申告 ・乳牛検定データの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業機械の共同化による作業時間の短縮 <p>(家族労働力)</p> <p>主従事者 1 補助従事者 1</p>
⑦ 畑作・肉用牛複合 (畑作+肉用牛)	<p><作付面積等></p> <p>小麦 5.0ha てん菜 3.0ha 採草放牧地 17.0ha 計 25.0ha</p> <p>肉用牛 49頭 (子牛 21頭) (育成牛 7頭) (雌牛 7頭) (去勢牛 10頭) (更新・廃牛 4頭)</p>	<p><機械施設設備></p> <p>トラクター(30ps) トラクター(70ps) 3戸共同 マニュアスプレッター(7t) 3戸共同 フロントローダー(70ps用) 3戸共同 プロトキスター(3000) 3戸共同 ビートハーベスター(1畦用) 3戸共同 汎用コンバイン(2.6m級) 3戸共同 牛舎(成牛・育成) 700㎡ 農舎(H型) 40㎡</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉牛の繁殖成績の向上(1年1産確保) ・ほ場副産物飼料と堆肥による土作り ・小麦、てん菜の作業受託による機械施設のコスト低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・農業機械の共同化による経費節減 ・青色申告 ・適正労働力の配分と省力化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑作は機械化による省力化を推進 ・雇用労働力の確保 <p>(家族労働力)</p> <p>主従事者 1 補助従事者 1</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑧ 施設野菜・花き複合 (野菜+花き)	<作付面積等> トマト 0.50ha ホウレンソウ 0.25ha 水菜 0.10ha ブロッコリー 0.40ha トルコギキョウ 0.20ha グラジオオラス 0.05ha 計 1.50ha	<機械施設設備> トラクター(20ps) 歩行トラクター(3.5ps) 動力噴霧器 パイプハウス 25棟・7,500㎡ 暖房機・選花場 <その他> ・切り花の採花本数の向上と計画出荷推進 ・施設内土壌の改善向上と土壌病害回避	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作物別原価の把握コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整 ・青色申告	・雇用労働力の効率的活用による労力の削減 (家族労働力) 主従事者 1 補助従事者 2
⑨ 酪農専業 (酪農)	<作付面積等> 牧草 35.0ha テントコーン 5.0ha 計 40.0ha 成牛 50頭 去勢牛 20頭 雌牛 10頭 更新・廃牛 13頭 計 93頭	<機械施設設備> トラクター(70・80・100ps) 3戸共同 マニユアスプレッター 3戸共同 フロントローダー 3戸共同 フォレージハーベスター 同上ビックアップ モアコンディショナー 3戸共同 モア 3戸共同 プロトキスター 3戸共同 ライムア 3戸共同 テッター 3戸共同 レーキ 3戸共同 ラウンドバレー 3戸共同 ラッピングマシン 3戸共同 乾燥調整機械 バルクーラー(3000l) パイプラインミル 牛舎(成牛・育成) 900㎡ <その他> ・低コスト牛舎の推進 ・乳質及び生産乳量の向上 ・飼料自給率の向上	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告 ・乳牛検定データの活用	・雇用労働力の確保 (家族労働力) 主従事者 1 補助従事者 2

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑩ 畑・野菜・肉用牛複合 (畑作+野菜+肉用牛)	<作付面積等> てん菜 3.0ha 馬鈴薯 0.1ha 長いも 0.8ha ブロッコリー 0.4ha アロニア 0.3ha 牧草 10.4ha 計 15.0ha 肉用牛 49頭 (子牛 21頭) (育成牛 7頭) (雌牛 7頭) (去勢牛 10頭) (更新・廃牛 4頭)	<機械施設設備> トラクター(30・70ps) 3戸共同 プロトキスター 3戸共同 マニユアスプレッター 3戸共同 ビート移植機 3戸共同 ビートハーベスター 3戸共同 フロントローダー 3戸共同 ポテトプランター 3戸共同 ポテトハーベスター 3戸共同 牛舎(成牛・育成) 700㎡ 農舎(H型) 40㎡ <その他> ・肉牛の繁殖成績の向上(1年1産確保) ・ほ場副産物飼料と堆肥による土作り	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・農業機械の共同化による経費節減 ・青色申告 ・適正労働力の配分と省力化の推進	(家族労働力) 主従事者 1 補助従事者 1
⑪ 施設野菜専業(野菜)	<作付面積等> トマト 0.2ha アスパラガス 0.2ha 人参 0.1ha 水菜 0.1ha 計 0.6ha	<機械施設設備> トラクター(50ps) 3戸共同 マニユアスプレッター(3t) 3戸共同 フロントローダー(50ps) 3戸共同 プロトキスター(3000ℓ) 3戸共同 ローターハロー(2.2m) 3戸共同 マルチャー(1.2m) 3戸共同 灌水チューブ 灌水ポンプ 動力噴霧器(650ℓ) パイプハウス 15棟・4,500㎡ 加温機 <その他> ・施設野菜の集約栽培による所得確保	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告	・雇用労働力の確保 (家族労働力) 主従事者 1 補助従事者 2
⑫ 施設野菜専業(いちご)	<作付面積等> いちご 0.5ha	<機械施設設備> パイプハウス 5棟・1,800㎡ 給液装置 動力噴霧器(500ℓ)	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告	・雇用労働力の確保 (家族労働力) 主従事者 1 補助従事者 1

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の の態様等
⑬土地利用型 (畑作+野菜+ 果樹)	<作付面積等> 長いも 0.8ha ブロッコリー 0.6ha アロニア 0.6ha 計 2.0ha	<機械施設装備> トラクター(30ps) 3戸共同 プロートキスター 3戸共同 マニュアルフレグター 3戸共同 トレンチャー 3戸共同 野菜移植機 3戸共同	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営 計画、労務、財務、 ほ場管理 ・青色申告 ・農業機械の共同 化による経費節 減	・雇用労働力 の確保 (家族労働力) 主従事者 1 補助従事者 2

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 水稲・畑・野菜・肉用牛複合 (水稲+畑作+野菜+肉用牛)	<p><作付面積等></p> <p>水稲 10.0ha 小麦 10.0ha 小豆 5.0ha てん菜 10.0ha ブロッコリー 4.0ha レタス 3.0ha ホウレンソウ 3.0ha ダイコン(麦後) 5.0ha キャベツ(麦後) 5.0ha 馬鈴薯 5.0ha 牧草 10.0ha</p> <hr/> <p>計 70.0ha (借地 20.0ha)</p> <p>肉用牛 18頭 (雌牛 6頭) (去勢牛 8頭) (更新・廃牛 4頭)</p>	<p><機械施設設備></p> <p>トラクター(30ps) トラクター(70ps) マニュアルレタダ(2t) フロントローダー(70ps用) ビートハーベスター(1畦用) 汎用コンバイン(2.6m級) 野菜移植機(2畦用) 動力噴霧器(自走式) 農舎(H型) 132㎡ 牛舎(成牛・育成) 220㎡ 育苗ハウス 250㎡</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高性能機械による作業の効率化、省力化 ・作業受託による償却費の軽減 ・低コスト畜舎推進 ・露地野菜栽培による所得の確保 ・畑作の輪作体系確立 ・肉牛の繁殖成績の向上 ・子牛の発育促進、飼養管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本の充実強化 ・パソコンによる経営管理、労務管理、生産管理の実施 ・水稲、小麦の収穫乾燥調整作業の受託 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の社会保険加入 ・定期的な休日の確保 ・労働利用計画による雇用労働力の確保 ・作業記録の整備 <p>(家族労働力) 主従事者 5 補助従事者 4</p>
② 施設野菜専業(野菜)	<p><作付面積等></p> <p>発芽野菜 1.3ha (借地 1.3ha)</p>	<p><機械施設設備></p> <p>パッド&ファン冷房 全自動ムベビングベンチ 種子ロット 遮蔽型ハウス</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高性能機械による作業の効率化、省力化 ・環境に配慮した暖房、冷房システムを常備 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本の充実強化 ・ICT管理による生産コストの削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の社会保険加入 ・定期的な休日の確保 ・労働利用計画による雇用労働力の確保 <p>主従事者 5 補助従事者 5</p>

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に伊達市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、伊達市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜専業 (野菜)	<作付面積等> 葉菜類 18.4a <経営面積> 畑 45.0a	<資本装備> パイプハウス 5棟 トラクター 1台 動力噴霧器 1台 <その他> ・収穫期を分散し周年出荷	・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族労働力2人 ・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸に係る軽作業についてパート雇用従事者を確保
施設野菜専業 (いちご)	<作付面積等> いちご 18.0a <経営面積> 畑 48.0a	<資本装備> パイプハウス 5棟 暖房機 1台 動力噴霧器 1台 <その他> ・いちごの品種は「すずあかね」とし、夏秋どり作期とする。	・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族労働力2人 ・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸に係る軽作業についてパート雇用従事者を確保
肉用牛専業	<作付面積等> 黒毛和牛 30頭 <経営面積> 畑 400a	<資本装備> 畜舎 1棟 堆肥場 1基 トラクター 1台 <その他> ・黒毛和牛の繁殖	・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族労働力2人 ・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる割合とするとともに、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
95%	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用関係の改善に関する基本的な事項

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、地域において「人・農地プラン」の作成と定期的な見直しを積極的に進める中で、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向等を踏まえ、農用地の利用の集積・集約化に向けた合意形成を図る。その上で、本プランと連動して、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、農業機械の作業効率、及び労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備、及びそれに伴う換地または交換分合などの農地流動化施策も活用し、農用地の利用の集積・集約化を推進する。

(2) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

農業者の平均年齢が62.8歳と依然高齢化が進む中で、農業後継者のいない農家の増加が懸念されている。

(3) 今後の農地利用等の見直し

今後10年以内に伊達市の農地の10%（約500ha）程度が遊休農地化する予測のため、高齢者でも栽培できる農産物の導入や遊休農地の有効活用という点から農地所有適格法人等の導入について検討を進める。

(4) 将来の農地利用のビジョン

認定農業者、新規就農者の育成・確保、法人化の推進を図る。

(5) 実現するための具体的な取組の内容

産業振興基金を活用した支援制度の充実、法人設立に関する助言活動・研修会の実施、新規就農のための研修体制・農地情報の整備を図る。

(6) 関係機関及び関係団体との連携等

農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、地域農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体及びその他関係団体と連携し、農用地利用に係る改善方策について検討する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

伊達市は北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、伊達市農業の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

伊達市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、伊達市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、農用地の集約化が図れるよう努めるものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する「農地所有適格法人」をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれが定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用す

るため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第18条第2項第6号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ 伊達市長への確約書の提出や伊達市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の算定基準及び決裁の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 伊達市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者

(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 伊達市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 伊達市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 伊達市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者(以下「認定農業者等」という。)で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が整ったときは、伊達市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 伊達市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 伊達市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 伊達市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 伊達市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けよ

うとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が整ったときは、伊達市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 伊達市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項について、伊達市はこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する算出基準及び決裁の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について伊達市長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（オについては必要に応じて定める。）
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

伊達市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該

土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

伊達市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を伊達市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

伊達市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

伊達市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 伊達市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 伊達市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 伊達市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を伊達市の掲示板の掲示により公告する。

④ 伊達市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものをみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確

保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 伊達市は、伊達市の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体である農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。
- (2) 伊達市、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等の関係機関及び関係団体は、農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供及び事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
伊達市は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。
- (2) 区域の基準
農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。
- (3) 農用地利用改善事業の内容
農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。
- (4) 農用地利用規程の内容
 - ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
 - ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
 - ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を伊達市に提出して、農用地利用規程について伊達市の認定を受けることができる。
 - ② 伊達市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 伊達市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を伊達市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 伊達市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、伊達市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更を

しようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を伊達市に届け出るものとする。

- ③ 伊達市は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第10条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 伊達市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 伊達市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、地域農業再生協議会及び農地中間管理機構(公益財団法人北海道農業公社)等の指導、助言を求めてきたときは、北海道担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの関係機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

伊達市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

伊達市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、高収益作物の導入や農業経営の6次産業化、地域農業を担う多様な経営体づくりを促進するとともに、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広く、かつ、円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備するとともに、農業作業受委託組織やコントラクター組織など農業経営支援組織の育成・活用を促進する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターとして定めた伊達市農業担い手育成センター及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合、商工会議所等と連携しながら、就農相談会を定期的で開催するとともに、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

伊達市が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導のほか、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの見直しの話し合いを通じ、

地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者で構成される地域組織との交流の機会を設ける。また農業協同組合や伊達観光物産公社とも連携して、生産物の販路の確保を支援する。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、胆振農業改良普及センターによる他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

⑤ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については伊達市農業担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては胆振農業改良普及センター、JA組織、指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

伊達市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 伊達市は、各種事業により、農業生産基盤整備の促進や農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 伊達市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通じる望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 伊達市は、有珠山麓地区畑地帯総合整備事業（平成24年度～平成30年度）により畑かん施設の補修等による維持管理費の低減や農道改修による輸送の効率化・生産物の出荷増に伴う農家所得の向上や年間を通じた安定的出荷による持続的発展を図る。

エ 伊達市は、伊達地区国営緊急農地再編整備事業（平成25年度～平成41年度）の実施を促進し、農地の集積・集約化による農作業の効率化と生産コストの削減を図り、農業の担い手確保に努める。

オ 伊達市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

伊達市は、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、地域農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となっ

て合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域農業再生協議会及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、伊達市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

伊達市においては、伊達地域では二毛作が可能であり、露地及び施設を利用した集約型農業が中心なため経営面積が小さくても成り立つことや農地価格が高いこと、大滝区では丘陵や沢地等の地形的な制約を受けることなどから、農地の集積が難しく、担い手の大規模化が遅れている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予測されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、更なる経営改善を目指していくことが何よりも重要となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を的確に解決し得る者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- (1) 伊達市における農地利用集積円滑化事業は、市街地区域（都市計画法（昭和43年法律100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))を除いた伊達市全域を対象として行うことを基本とする。
- (2) 伊達市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、町単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- (3) 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることのないよう、伊達市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 事業実施の基本方針に関すること。
- ② 事業実施地域に関すること。
- ③ 事業対象農用地に関すること。
- ④ 事業実施に当たっての調整等に関すること。

- ⑤ 事業実施計画に関すること。
 - ⑥ 農地所有者代理事業に関すること。
 - ⑦ 農地売買等事業に関すること。
 - ⑧ 研修等事業に関すること。
 - ⑨ その他の事業に関すること。
- (2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方
農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。
- (3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認
- ① 伊達市を除く法第4条第3項各号に掲げる者は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、伊達市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、伊達市から承認を受けるものとする。
 - ② 伊達市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。
 - オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
 - ③ 伊達市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
 - ④ 伊達市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を伊達市の掲示板への掲示により公告する。
 - ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。
- (4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等
- ① 伊達市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 伊達市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 伊達市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。
- ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。
- イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 伊達市は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を伊達市の掲示板への掲示により公告する。
- (5) 伊達市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。
- ① 伊達市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 伊達市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、伊達市は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 伊達市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 伊達市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農用地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を伊達市の掲示板への掲示により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。
- (6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方
農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。
- (7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方
- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別紙7の第3の4の参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
- ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

- イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
- ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。
この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。
- (8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- (9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項
- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。
- (10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、地域農業再生協議会等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 伊達市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構と連携の下に、普及啓発活動を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 伊達市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年9月7日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成●年●月●日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 1 (1) ⑥ 関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

別紙2 (第5の1(2)関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とするところが相当でないとは認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実情を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものでも定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のものでも定められている借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものでも定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなるを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者双方の申出に基づき伊達市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目ごとに、農業経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有者の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>